

承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書

No.

番号 a	種類（設備の種類を含む。） b	構造又は用途 は用途 c	細目（個々の資産の名称） d	数量 e	現に適用している耐用年数 f	取得価額 g	承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎			年償却額 g h	算出使用可能期間 gの計 iの計 j	承認を受けようとする使用可能期間 k	取得年月 l	帳簿価額 m	所在地 n
							経過年数 年月 ・	その後の使用可能期間 年月 ・	計 h						
						千円	年 月	年 月							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							
							・	・							

（規格A4）

## 承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書の記載要領等

- 1 「番号 a」欄には、一連番号を付してください。
- 2 「種類（設備の種類を含む。） b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、申請資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載してください。
- 3 「細目（個々の資産の名称） d」欄には、申請資産について個別の資産ごとの名称を記載してください。
- 4 「現に適用している耐用年数 f」欄には、申請資産につき現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載してください。なお、法人が法定耐用年数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、申請資産につき適用すべき法定耐用年数を記載してください。
- 5 「取得価額 g」欄には、3 の資産の取得価額を記載してください。
- 6 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、3 の資産につき申請時までの経過年数とその後の実際の使用可能期間の年数とを記載し、「計 h」欄にその年数の合計（その合計に1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を記載してください。この場合において機械及び装置に含まれる資産で陳腐化の事実がないものについては、その「計 h」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個別年数を記載してください。
- 7 「年要償却額 i」欄には、3 の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 h」の年数で除して算出した金額を記載してください。
- 8 3 の資産が機械及び装置である場合には、「取得価額 g」及び「年要償却額 i」欄の全部についての計を付し、当該「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 i」の額の合計額で除して算出した数を「算出使用可能期間 j」欄に記載してください。
- 9 「承認を受けようとする使用可能期間 k」欄には、3 の資産が、機械及び装置である場合には8により計算し、「算出使用可能期間 j」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 h」欄に記載した年数を移記してください。
- 10 「帳簿価額 m」欄には、3 の資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に申請の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載してください。